

税制改正に伴う令和3年度の 国民健康保険税に関する変更点について

問合せ先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

地方税法施行令が一部改正され、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが次のとおり行われました。

国民健康保険税課税限度額の見直し

国民健康保険税の医療給付費分および介護納付金分の課税限度額が引き上げられます。限度額を超えた分は減額されます。

【課税限度額】

区分	令和2年度(現行)	令和3年度(改正後)
医療給付費分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円
課税限度額合計	96万円	99万円

軽減判定所得基準額の見直し

国民健康保険において、低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の総所得金額の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。税制改正により令和3年度から公的年金や給与の所得金額が最大10万円引き上げられることに合わせて、基準額を見直します。

【軽減判定所得基準】

軽減割合	令和2年度(現行)	令和3年度(改正後)
7割	33万円以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下の世帯
5割	33万円+被保険者および特定同一世帯所属者※1の数×28万5千円以下の世帯	43万円+28万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	33万円+被保険者および特定同一世帯所属者の数×52万円以下の世帯	43万円+52万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する人を言います。

※2 給与所得者等とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金等所得者(65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える人または65歳以上で公的年金等の収入が125万円[15万円の特別控除を含む]を超える人)です。